

## 平成22年度 三重県工業研究所「ニーズ対応」共同研究 公募要領

三重県工業研究所（以下「工業研究所」という）は、県内事業者の研究開発又は技術開発における課題の解決や地域資源の活用を支援するため、県内事業者等と行う共同研究を以下のとおり募集します。

対象とする研究分野に応じて、一般型、産業廃棄物抑制型に区分（メニュー化）しており、メニューに応じて研究の範囲や共同研究者の負担金額等が異なりますので、いずれかのメニューを選択して申請してください。

申請受付期間は、平成22年5月10日（月）から9月30日（木）までです。申請に関するご質問等は、お問い合わせ先へお気軽にお寄せください。

### 1 共同研究の概要と手続き（各メニューの共通事項）

#### (1) 共同研究の対象

この公募要領において、共同研究とは、工業研究所と事業者が共通する技術課題を分担して研究し、共同で解決する研究開発をさします。このため、既に製品又は商品となっているものの性能又は効能の評価のみを目的とするものは対象としません。

共同研究の対象は、研究分野のうち、平成22年度において共同研究が可能な研究分野（リスト1）に関するもの、及び技術移転可能な研究成果等（リスト2）の活用によるものとします。

また、リスト1に記載のある研究開発分野であっても、工業研究所の研究設備や予算等の都合により対応できない場合がありますのでご了承ください。

#### (2) 対象とする事業者（共同研究者）

原則として、県内に本社又は事業所等のある事業者（企業、組合、個人等）を共同研究者とします。ただし、技術移転可能な研究成果等（リスト2）を活用して行う共同研究については、県外事業者も対象となる場合がありますので、事前に問い合わせ先までご連絡ください。

#### (3) 研究期間

原則、平成22年度末（平成23年3月末）までとします。

#### (4) 共同研究経費の負担

共同研究者は、自らが実施する研究に要する費用を負担します。

工業研究所の研究に要する費用の一部を共同研究者に負担していただきます。

共同して出願する特許等の出願費用（弁理士費用等含む）及び特許料は、第三者に対する実施権の取扱（禁止・保留・同意）により共同研究者の負担が変わります。

第三者に対する実施権の取扱は、共同出願契約を締結するときに、三重県と共同研究者が協議して選択します。その取扱と経費の負担の詳細は、次のとおりです。

- ・ 第三者に対する実施権の付与の禁止  
共有特許を共同研究者が独占的に実施する場合など、共同研究者以外の事業者（第三者）に実施させない場合  
共同研究者が、出願費用及び特許料を全額負担します。
- ・ 第三者に対する実施権の付与の保留  
実施権を求める第三者が現れたときに、実施権の付与について三重県と共同研究者が協議して決定する場合  
共同研究者が、出願費用及び特許料を全額負担します。
- ・ 第三者に対する実施権の付与の同意  
実施権を求める第三者が現れたときは、必ず実施許諾を行う場合  
三重県と共同研究者が、出願費用及び特許料の特許の持分に応じて負担します。

(5) 申請方法・お問い合わせ先

申請は、工業研究所に申請書及び添付書類を直接提出していただくか、「共同研究申請書在中」と朱書きのうえ郵送してください（当日消印有効）。

また、ご質問などのお問い合わせは、平日午前8時30分から午後5時までにお電話・FAXで担当者までご連絡ください。メールでのお問い合わせも可能です。

〒514-0819 津市高茶屋5丁目5-45 三重県工業研究所 企画調整課  
電話：059-234-4037 FAX：059-234-3982 担当者：林・増山  
E-mail：[kougi@pref.mie.jp](mailto:kougi@pref.mie.jp)

(6) 申請から採択に至る手続き

事前調査（申請書受付後に実施）

工業研究所の研究担当者が、申請者に対してヒアリング等により申請内容を確認させていただくとともに、申請内容と研究所の研究能力の適合、研究の分担、研究所の費用の見積り等についても確認させていただきます。

また、共同研究において工業研究所が提供を受ける資材等の安全性などについて、申請者に対して詳細な情報の提供をお願いすることがあります。特に、産業廃棄物に関連する研究については、より詳細な資料や分析データを求める場合がありますのでご了承ください。

審査

申請書及び事前調査の結果から、工業研究所共同研究審査委員会において審査し、共同研究者を選定します。研究期間が複数年度になることが明らかな場合は、研究期間全体を通じて研究内容を審査し、1回の審査で共同研究者を選定することができます。ただし、共同研究契約は各年度において締結していただきます。

審査結果の発表及び通知

採択された申請者に採択通知書、不採択となった申請者に不採択通知書を送付します。不採択通知書には、不採択となった理由を記載しますので、再申請される場合の参考にしてください。また、**採択された申請者の名称・所在地及び共同研究課題名をホームページ等で公表します。**

なお、採択された場合でも、共同研究契約の締結に当たり条件を付ける場合があります。この条件が満たされない場合は、共同研究契約を締結できませんのでご注意ください。

#### 共同研究契約の締結

共同研究の分担、研究所の費用などについて工業研究所と共同研究者が協議した上で、共同研究契約書を締結します。

なお、共同研究契約の締結に当たり条件が付いた場合は、その条件が満たされたことを確認させていただきます。

#### 共同研究の開始と実施負担金の納付

共同研究契約の締結後に、共同研究者が負担する工業研究所費用の納付書を共同研究者に送付します。納付書に記載のある支払い期限までに指定金融機関でお支払いください。

### (7) 審査基準（メニュー共通）

次の項目について、申請書及び事前調査を基に総合的に判断するとともに、工業研究所費用の予算範囲内で共同研究者を選定します。

#### 工業研究所の研究能力（人的・設備的能力等）との整合性

申請内容に対して、工業研究所の職員の研究分野や県公設試の保有する設備等で対応できるかどうか。

#### 申請内容の技術的妥当性と見込まれる効果

申請内容が技術的に達成可能であるか、また研究の成果により生じる具体的な効果（新商品の開発、高付加価値化、コスト削減、製造技術の向上等）がどの程度見込まれるか。

#### 申請者の県内における事業化計画

申請者が、共同研究の成果を活用して事業化・商品化等を進める具体的な計画を持っているか。また、県内産業への波及性が見込まれるか。

#### 申請者の研究開発能力

申請内容に対して、申請者が十分な研究体制・能力を持っているか（持とうとしているか。）。

#### 共同研究の対象とする材料・原料等に関する安全性

特に、廃棄物に関する研究など、対象とする材料・原料等の安全性について、十分に考慮されているか。

#### 共同研究の制度に対する申請者の理解

共同研究者の費用負担、情報の取扱、及び共同研究契約書の条項などに対して、申請者が十分に理解しているか。

(8) 不採択となった場合の対応

不採択となった申請の場合でも、技術相談・技術支援・他の研究機関への橋渡し等により、工業研究所として何らかの対応が可能な場合は、申請者の研究開発課題の解決に向けたお手伝いをさせていただく場合があります。

2. 各メニューの紹介

次の2メニューのどちらかを選択して申請してください。

(1) 一般型

共同研究の範囲

「共同研究が可能な研究分野（リスト1）」及び「技術移転可能な研究成果等（リスト2）」に掲載されている研究分野で対応可能な技術課題を対象とします。

工業研究所の研究費用と共同研究者の負担割合

工業研究所の研究費用は、共同研究1件あたり数万円～30万円程度としますが、これ以上でも可能な場合がありますので、申請前に問い合わせ先までご相談ください。

県内に本社又は事業所等のある共同研究者は、このうちの半額を負担していただきます。したがって、工業研究所の研究費用が10万円の場合、工業研究所は共同研究者に5万円を請求いたします。なお、県内に事業所等のない共同研究者には、工業研究所の研究費用の全額を負担していただきます。

(2) 産業廃棄物抑制型

共同研究の範囲

産業廃棄物の抑制やリサイクルの推進のために行う技術開発で、その成果の事業化・実用化により産業廃棄物最終処分量の削減を図る課題を対象とします。

産業廃棄物を排出する事業者だけでなく、廃棄物の中間処理事業者も対象です。

なお、安全性の確保のため、「3. その他注意事項」に記載する特記事項がありますので、そちらもご確認ください。

工業研究所の研究費用と共同研究者の負担割合

工業研究所の研究費用は、共同研究1件あたり年間数万円～60万円程度としますが、これ以上でも可能な場合がありますので、申請前に問い合わせ先までご相談ください。

県内に本社又は事業所等のある共同研究者は、このうちの3分の1を負担していただきます。したがって、工業研究所の研究費用が15万円の場合、工業研究所は共同研究者に5万円を請求いたします。なお、県内に事業所等のない共同研究者には、工業研究所の研究費用の全額を負担していただきます。

審査基準

前述の共通的な審査基準に加え、対象とする産業廃棄物のリサイクル・活用方法に応じて安全性が確認されているか、共同研究により想定した成果を得た場合に県内の産業廃棄物最終処分量の削減にどの程度寄与するかが審査項目となります。

### 3. その他注意事項

#### (1) 共同研究契約書の内容

共同研究における研究の分担、費用負担、知的財産の取扱、情報公開等に関して、共同研究契約書により規定しておりますので、申請される前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。共同研究契約書などの関係規定等は、「ニーズ対応共同研究の関係規定等」のページ（<http://www.mpstpc.pref.mie.jp/kou/koubo/needs/kyodok.htm>）に掲載しております。

#### (2) 産業廃棄物を対象とした共同研究

産業廃棄物のリサイクル・減量化等を対象とした研究については、安全性の確保のために、次のような制限及び共同研究者の義務があります。

##### 研究の対象

- ・産業廃棄物を原料に含む商品について、新たな用途を開発することを目的とする研究は対象外です。
- ・特別管理産業廃棄物を直接の原料とした製品化に関する研究は対象外です。
- ・工業研究所又は共同研究者が所有又は管理しない土地等を使用して行う研究は対象外です（食品由来廃棄物等で安全性に合理的理由のある場合を除く。）。

##### 産業廃棄物に関する成分データ等の把握

- ・共同研究申請書に、研究対象とする産業廃棄物について、申請時点で把握している成分、溶出試験結果及び製造方法を添付していただきます。
- ・事前調査において、審査における参考資料として、工業研究所が必要とする成分等データの提出を求める場合があります。
- ・産業廃棄物に関する成分等データの提出を条件として採択する場合があります。この場合、共同研究者は、共同研究契約の締結前に、採択条件（工業研究所が求める産業廃棄物に関する成分等の提出）を満たす必要があります。
- ・共同研究実施中に、対象とする産業廃棄物に関する成分及び製造方法等の情報について、工業研究所が共同研究者に求めた場合は、共同研究者はこれらに関する情報を提出していただきます。なお、その費用は共同研究者の負担となります。共同研究者が、工業研究所が求める情報を提出しない場合は、共同研究契約を解除することになりますのでご了承ください。

##### その他

- ・工業研究所及び共同研究者は、共同研究における実験・試作等により生じた成果物又は生産物を商品として流通させることはできません（食品由来廃棄物等で安全性に合理的理由のある場合を除く。）。

#### (3) 製品・商品に係る法的規制

共同研究の成果を活用した製品・商品について、事業者が守るべき多くの法的規制がありますので、必ずこれを遵守してください。

例) 製造物責任法(PL法)、不正競争防止法、薬事法、食品衛生法、輸出貿易管理令、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、など

#### (4) 情報公開

共同研究者名及び共同研究課題の公表

採択通知及び不採択通知を申請者に送付すると同時に、採択された申請者の名称・所在地及び共同研究課題名をホームページ等で広く公表します。

共同研究報告書の開示

工業研究所及び共同研究者は、各年度末までに相互に内容を協議したうえで、共同研究報告書を作成します。なお、この共同研究報告書は、あらかじめ相手方の承認を得ることなく開示できるものとします。

三重県情報公開条例の適用

共同研究に関する文書全て(申請書、共同研究契約書、共同研究報告書、共同出願契約書、共同研究者が工業研究所に提出した文書・データ等)が三重県情報公開条例の対象となります。

共同研究に関して、共同研究者以外の第三者から情報公開請求があった場合、「法人に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの」は非開示情報に該当しますが、人の生命・身体・財産や環境を保護するため公開が必要と認められる情報や、情報公開審査会において公開と判断された情報は開示する場合があります。

詳しくは、県ホームページ(<http://www.pref.mie.jp/KOUKAI/index.htm>)をご覧ください。

共同研究が可能な研究分野（リスト１）

所属名	番号	共同研究の対象とする研究分野
工業研究所	1	機械及び機械部品の研究
	2	金属加工技術の研究
	3	電子材料及び電子デバイスの研究
	4	化学及び高分子材料の研究
	5	土木建築材料の研究
	6	医薬品の研究
	7	食品及び発酵食品の研究
	8	福祉用具の研究
金属研究室	9	金属材料の研究
窯業研究室	10	鋳造技術の研究
	11	窯業原材料及び製品の研究
	12	窯業製品のデザイン開発

技術移転可能な研究成果等（リスト２）

所属名	番号	技術移転可能な研究成果等
工業研究所	1	固体高分子形燃料電池の評価技術
	2	酸化物系青色発光蛍光体の開発技術
	3	色素増感太陽電池の作製および評価技術
	4	熱電変換の評価技術
	5	ポーラスコンクリートの製造及び活用技術
	6	溶融亜鉛めっき鉄筋の評価技術
	7	ポリマーアロイ化技術による高分子の高性能化
	8	柑橘類原材料からの重合化ペクチン製造に関する技術
	9	近赤外分光法を用いた食品等の品質評価技術
金属研究室	10	筋電図等を用いた医薬品、食品の飲みやすさ評価技術
	11	球状黒鉛鋳鉄の組織制御技術
	12	鋳鉄の溶湯特性と不純物元素制御に関する技術
窯業研究室	13	金属表面の摩擦抵抗の測定評価技術
	14	低温焼成磁器の製造方法

平成 年 月 日

三重県工業研究所長 あて

代表取締役等の契約能力  
のある役職の方

所在地 市 町 XXX-XX  
事業所名 (株)  
代表者名 役職

印

下記のとおり共同研究を行いたいので申請します。

### 記

1 共同研究の区分 ( 該当するものにチェックしてください。 )

レ 一般型 産業廃棄物抑制型

研究分野番号 ( 必ずリスト1から3つまで記入してください。 )

( XXXX ) ・ ( yyyy ) ・ ( )

活用したい研究成果番号 ( あればリスト2から3つまで記入してください。 )

( x-xx ) ・ ( y-yy ) ・ ( )

2 研究課題名

例) による の開発

3 研究開発の内容

例) が有する 機能を利用した、 への の活用を検討するとともに、  
による 技術の性能向上を図り、 等の新製品を開発する。

4 三重県工業研究所と共同研究を必要とする理由

例) に関する技術に関して、当社では知識、技術などが不足しており、当研究  
の目的の達成のためには、 に関して三重県工業研究所が有する技術・ノウハ  
ウ・設備等が必要である。

5 三重県工業研究所に希望する研究内容、及び自社で実施する研究内容

三重県工業研究所が実施する研究内容 例) の配合の最適化

の評価法の開発

自社で実施する研究内容

例) の回収方法の開発

の材料の調製と提供



6 共同研究成果の活用（事業化等）計画・見込み

例) 共同研究の成果を活用して 技術の性能向上を図り、 事業所（住所：三重県 市）において の機能を持った新製品を製造し、平成 年を目途に販売する予定である。

7 自社における共同研究の実施場所名及び住所

例) (株) 事業所  
三重県 市 町 XXX-XX

8 研究希望期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日

複数年度にわたって共同研究を行う必要がある場合は、平成22年度末を限度として申請することができます。

9 共同研究参加予定者の所属職氏名（参加予定者を全て記入してください。）

(株) 事業所 所属 職名 、所属 職名

10 三重県工業研究所が実施する研究に要する費用に対する負担可能金額

一般型は1/2、産業廃棄物抑制型は1/3ご負担いただきます（県内企業）。

平成22年度 負担予定（負担可能）金額： 10 万円

11 共同研究に関して三重県工業研究所に提供する研究用材料等

研究用資材等の名称	性状	成分データ等の有無	産業廃棄物に該当する場合の区分
例) 化合物	粉状	有 (無)	特管 特管以外 (非該当)
例) x x 剤	液体	(有) 無	特管 特管以外 (非該当)
例) 汚泥	スラリー状	(有) 無	特管 (特管以外) 非該当

成分データや製造工程等の資料がある場合は、本申請書に添付してください。

特管：廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第5号に規定される「特別管理産業廃棄物」

12 連絡先

住所 〒XXX-XXXX 市 町 XXX-XX

担当者 職氏名 課 職名

電話：XXX-XXX-XXXX F A X：XXX-XXX-XXXX Email：[xxxx@xxx.co.jp](mailto:xxxx@xxx.co.jp)

必要に応じてページ数を増やしてください。